

2021年12月17日

永久劣後特約付社債の発行について

第一生命ホールディングス株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」という。)は、自己資本の一層の充実を目的に、永久劣後特約付社債を下記のとおり発行することといたしましたので、お知らせいたします。永久劣後特約付社債の調達資金については、2022年12月末日までに、第一生命保険株式会社への劣後貸付金及び当該貸付金による第一生命保険株式会社の既存劣後負債の弁済に充当される予定であり、それらが実行されなかった場合には一般運転資金に充当される予定です。

記

1. 発行体: 第一生命ホールディングス株式会社
2. 社債の名称: 第一生命ホールディングス株式会社第4回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約付)
3. 発行総額: 金 800 億円
4. 発行価格: 各社債の金額 100 円につき金 100 円
5. 利率: 年 0.900% (2031年12月23日まで固定)
2031年12月23日の翌日以降は5年国債金利+1.855% (5年ごとにリセット)
6. 償還期限: 定めなし(但し、2031年12月23日及びその5年後ごとの利率改定日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能)
7. 優先順位: 本劣後債の保有者は、当社の清算手続等において、上位債務に劣後し、同順位劣後債務および優先株式と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有する
8. 募集方法: 日本国内における公募形式
9. 払込期日: 2021年12月23日

本ニュースリリース「永久劣後特約付社債の発行について」は、当社の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の証券は、1933年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。

以上